

## 高等学校等奨学資金貸付金返還金収納業務委託契約書（案）

### （総則）

**第1条** 公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会理事長 ○○ ○○（以下「甲」という。）と ○○○○（以下「乙」という。）との間に、兵庫県高等学校奨学資金貸付金返還金収納業務、兵庫県高等学校勤労生徒奨学資金貸付金返還金収納業務、地域改善対策奨学資金貸付金返還金収納業務、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会奨学資金貸付金返還金収納業務及び公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会勤労生徒奨学資金貸付金返還金収納業務（以下「高等学校等奨学資金貸付金返還金収納業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

### （委託する事務）

**第2条** 甲は、乙に対し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の規定に基づき、各奨学資金の貸与規程による資金の貸付に関する規則に規定する高等学校等奨学資金貸付金返還金の収納業務（以下「委託業務」という。）を委託する。

### （契約の期間）

**第3条** この契約の期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

### （契約保証金）

**第4条** 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実に認める金融機関の保証
  - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、第15条に規定する委託手数料の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

### （関係法令等の遵守）

**第5条** 乙は、高等学校奨学資金貸与規則、勤労生徒奨学資金貸与規則、地域改善対策奨学資金貸与規則、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会奨学資金貸与規程、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会勤労生徒奨学資金貸与規程、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号。以下「財務規則」という。）及び甲が別途示す個人情報取扱特記事項又は、甲の指示するところに従うほか、地方自治法、地方自治法施行令その他関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、委託業務を履行するものとする。

- 2 乙は、受託に係る返還金を収納しようとするときは、収納委託証明書（様式第1号）又はその身分を示す証票を示して、これを行わなければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、委託業務の処理に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、委託事務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 前項における主体的部分とは、委託事務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をいう。
- 3 乙は、委託事務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面及び当該第三者が政令第173条各号の要件を満たす者であることを示す書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。
- 4 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても、同様とする。
- 5 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 6 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 7 承認を得た第三者は、乙の許諾を得て、かつあらかじめ乙が第3項ただし書きの規定を準用し甲の承認を得た場合、再委託を受けた業務の一部を別の第三者に再々委託することができる。
- 8 前項の規定により再々委託を受けた者は、承認を得た第三者とみなして第4項から第6項までの規定を適用する。

(滞納者関係情報の受け渡し)

第9条 甲は、委託しようとする債権について、債務者の住所及び氏名、収納すべき金額等収納に必要な事項を乙に通知する。

- 2 甲は、前項で通知した事項のほか追加情報を取得した場合には、直ちに乙に連絡する。
- 3 乙は、甲より提供を受けた資料については、善良なる管理者の注意をもって管理、保管する。

(収納金の受け渡し)

第10条 乙は、債務者から受託に係る返還金を収納したときは、当該債務者に対し、領収書を交付しなければならない。ただし、当該債務者が乙の指定した銀行口座に入金したときは、領収書の交付を要しない。

- 2 乙は、収納した現金に係る情報をとりまとめ、一月毎に収納内訳報告書（様式第2号）により翌月5日までに甲に提出する。
- 3 乙は、収納した現金のうち、兵庫県高等学校奨学資金貸付金返還金、兵庫県高等学校勤労生徒奨学資金貸付金返還金及び地域改善対策奨学資金貸付金返還金については、前項の報告を受けて甲が作成、送付する納付書により、翌月15日までに納付し、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会奨学資金貸付金返還金及び公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会勤労生徒奨学資金貸付金返還金については、翌月5日までに甲が指定する銀行口座へ振り込むこととする。
- 4 債務者が、直接甲に支払いをした場合には、甲は、乙に速やかに文書で連絡する。

#### （収納金の保管方法）

**第11条** 乙は、収納した現金を納付書もしくは甲が指定する銀行口座に払い込むまでの間、金融機関への預金（決済用預金とする。）その他確実な方法により保管しなければならない。

#### （受託歳入払込内訳の報告）

**第12条** 乙は、収納した現金を納付書により金融機関に払い込んだときは、直ちに受託歳入払込内訳書（様式第3号）を甲に提出しなければならない。

#### （受託徴収金に係る収納状況の報告）

- 第13条** 乙は、毎月受託収納金計算書（様式第4号）を作成し、翌月の5日までに甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、四半期毎に受託業務進行表（様式第5号）を作成し、翌月の20日までに甲に提出しなければならない。
  - 3 乙は、四半期毎に甲の指定する債権につき管理状況報告書（様式第6号）を作成し、翌月の20日までに甲に提出しなければならない。
  - 4 前項における債権は、四半期末毎に甲より指定する。

#### （委託処理費用の徴収禁止）

**第14条** 乙は、理由のいかんを問わず、委託業務の処理に関し、その費用を債務者から徴収してはならない。ただし、債務者が乙の銀行口座に振込む際の振込手数料は、この限りではない。

#### （委託手数料の支払）

- 第15条** この契約に係る収納業務委託手数料の額は、予算に定める額を上限として、当該委託によって収納した金額の100分の〇〇に相当する金額とする。ただし、一円未満の端数は、これを切り捨てる。
- 2 甲は、乙に対し、前項の収納業務委託手数料に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を毎四半期乙からの請求に基づき交付する。

#### （収納に係る記録の整備）

**第16条** 乙は、受託に係る返還金の収納の経過を明らかにした帳簿を備え、常に整備しておかなければならない。

(生成AIの利用に関する保証)

第17条 乙は、委託事務を処理するに当たり、生成AI（人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他のコンピュータに対する入力情報に応じて当該知的機能の活用により得られた文章、画像、音声等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムをいう。以下同じ。）を利用する場合には、甲に対し、委託事務の処理の過程において第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害しておらず、成果物が第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことを保証する。

(生成AIへの入力及び出力結果)

第18条 乙は、委託事務を処理するに当たり、生成AIを利用する場合には、委託事務の処理に関して知り得た秘密及び個人情報を生成AIに入力してはならず、生成AIの出力結果を確認して修正することなく成果物として甲に提出してはならない。

(委託業務処理の検査)

第19条 兵庫県会計管理者は、必要があると認めるときは、地方自治法第243条の2第8項の規定に基づき、委託に係る収納の業務について検査するものとする。

- 2 甲は、乙の委託業務の処理状況に関し、随時に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して乙に適正な履行を求めることができる。
- 3 甲は、必要があると認めるときは、甲の職員に、乙の事務所に立ち入り、乙の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 4 乙は、特別な理由がない限り、前3項の検査又は報告に応じることし、この契約の終了後も、この契約が終了する日（以下「契約終了日」という。）の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、同様とする。

(一般、第三者及び不可抗力による損害)

第20条 甲または乙は、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、相手方に対し、それによって被った損害を賠償する。ただし、甲または乙の責めに帰することのできない事由から生じた損害については賠償責任を負わない。

- 2 委託業務の履行において第三者に損害をおよぼしたときは、乙がその損害を賠償する。ただし、その賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたもの及び委託業務の履行に伴い通常避けることができない事象により生じたものについては、この限りではない。
- 3 前項の場合その他委託業務の履行において第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその解決に当たる。
- 4 事変、災害、輸送機関の事故、同盟罷業などの争議行為、法令の改廃制定、公権力による命令処分その他の不可抗力により、この契約の全部または一部の履行遅滞や履行不能が生じた場合には、それによって生じた損害について乙はその責を免れる。

(業務の中止)

第21条 甲は、乙に委託した債権について、委託を取りやめる必要が生じた場合は、乙に対し書面にて申し出る。この場合、乙は速やかに当該債権について業務を中止する。

なお、収納された返還金の取扱いについては、個々の場合において、甲乙協議のうえ定める。

2 乙は、個別債権について、受託を取りやめる必要が生じた場合は、甲に対して書面にて申し出る。この場合の取扱いについては前項に準ずる。

#### (契約解除)

**第 22 条** 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行着手期限を過ぎても履行に着手しないとき。
- (2) 乙の責に帰すべき理由により、履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 監督又は検査に際し、職務執行を妨げたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 甲は、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。

3 第1項の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても乙は甲に対してその損害を請求することはできない。

4 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

#### (委託関係書類の引継)

**第 23 条** 乙は、委託契約の解除があった場合においては、甲の指示に従い、委託に関する書類を甲に引き継がなければならない。

#### (委託契約の変更)

**第 24 条** 甲又は乙は、双方協議の上、この契約の内容を変更することができる。

#### (暴力団等の排除)

**第 25 条** 甲は、第 27 条第 1 号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したとき、又は第 8 条に規定する第三者が暴力団等であると知りながら次条の規定に違反したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び第 3 号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 第 22 条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

**第 26 条** 乙は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等を受託者としてはならない。

2 乙は、この契約に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が暴力団等であると判明したときは、当該受託者との契約を解除しなければならない。

**第 27 条** 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措

置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

**第 28 条** 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。また、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする。

**（個人情報の保護）**

**第 29 条** 乙は、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

**（適正な労働条件の確保）**

**第 30 条** 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

**（管轄裁判所）**

**第 31 条** この契約に係る訴訟の提起については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

**（補足）**

**第 32 条** この契約に定めのない事項については、兵庫県財務規則によるほか、必要に応じて甲乙協議してこれを定める。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲 委託者 神戸市中央区下山手通 4 丁目 1 5 - 3  
公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会  
理事長 ○○ ○○ 印

乙 受託者 ○○○○  
○○○○  
○○○○ 印

## 誓約書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

### 記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1又は2に該当する者をその受託者としないこと
- 4 上記1、2及び3に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと

令和 年 月 日

公益財団法人  
兵庫県高等学校教育振興会理事長 様

所在地

名称

代表者職氏名

電話 ( ) - 番

電子メール

## 【個人情報取扱特記事項】

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

### (収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (安全管理措置)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### (廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、甲に報告しなければならない。

### (秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

### (特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、乙の管理する社屋において行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

### (事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

### (責任体制の整備)

第10 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

2 乙は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、甲に報告しなければならない。

### (再委託の禁止)

第11 乙は委託事務の一部を第三者(乙の子会社を含む。)に委任し、又は請け負わせ(以下「再委託等」という。)てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等(以下「再委託等に関する事項」という。)を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託等することができる。

2 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

3 乙は、委託事務の一部を再委託先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。

4 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

5 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

6 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

（資料等の返還等）

第12 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（立入調査）

第13 甲は、乙及び再委託先が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（遵守状況の報告）

第14 甲は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。

2 乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

（事故発生時における報告）

第15 乙は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約の解除）

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第17 甲は、乙が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、乙に対して損害の賠償を求めることができる。

【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

- (1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）
- (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）

(受注関係者に対する措置)

第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

- 2 乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。
  - (1) 乙に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - (2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 甲は、特定労働者から、乙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

- 2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。
- 3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 乙は、第1項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。
- 6 乙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。
- 7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。

4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。  
(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

3 乙は、受注関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

4 乙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、甲に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 乙が、甲に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）

(3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。）

(損害賠償)

第7 乙又は受注関係者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第1関係）

**労働関係法令**

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

# 誓約書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

## 記

### 1 契約名

高等学校等奨学資金貸付金返還金収納業務委託契約

### 2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに甲へ報告を行うこと。
  - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
  - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
  - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあつては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を遵守するよう誓約書を提出させ、その写しを甲に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに甲が行う本契約の解除、違約金の請求その他甲が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
  - ア 甲に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和7年4月1日

公益財団法人

兵庫県高等学校教育振興会理事長 様

所在地

名称

代表者職氏名

電話 ( ) - 番

電子メール

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

(様式第1号)

証 明 書

(表面)

第	号	
収 納 委 託 証 明 書		
住 所		
氏 名		
(生年月日)		
上記の者は、兵庫県高等学校奨学資金貸与事業等に係る奨学資金貸付金償還金の収納業務の委託を受けた指定公金事務取扱者であることを証明する。		
年	月	日
兵庫県教育長		印
(委託の期間)		

- 備考 1 この用紙の規格は、A4 縦長厚質の白紙とすること。  
2 裏面には、次の条項を記入しておくこと。  
3 受託者が法人の場合で、その所属職員に交付するときは、この様式に準じて作成する。

(裏面)

注意 1 この証明書は、歳入金の収納をするとき、納入義務者の見やすい場所に掲示しておかなければならない。
2 この証明書は、委託契約の解除があった場合速やかに兵庫県教育長に返還しなければならない。
3 この証明書を亡失したときは、速やかに兵庫県教育長に届け出なければならない。



(様式第3号)

受 託 歳 入 払 込 内 訳 書

年 月 日

様

受託者  
住所  
氏名

収納金の内容						
現金払込 年 月 日				払込公金機関		
区分	資金コード	貸付番号	納入義務者	金額 (円)	調定年月	収納年月日
					.	. .
					.	. .
					.	. .
					.	. .
					.	. .
					.	. .
					.	. .
					.	. .
					.	. .
					.	. .
					.	. .
					.	. .
					.	. .
					.	. .
					.	. .
					.	. .
払 込 計						



(様式第5号)

受 託 業 務 進 行 表

年 月 日

様

受託者  
住所  
氏名

受 託 件 数	件
受 託 額	円

(1) 支払案内の状況		【 ( ) / 4半期 】	【 累 計 】
電話案内件数	借受人		
	連帯借主		
	連帯保証人		
	その他		
文書案内件数	借受人		
	連帯借主		
	連帯保証人		
	その他		
(2) 所在確認の状況			
	借受人		
	連帯借主		
	連帯保証人		
( 備 考 )			

(様式第6号)

管 理 状 況 報 告 書

年 月 日

様

受託者  
住所  
氏名

1 対象償還金

区分	資金コード	貸付番号	納入義務者氏名	受託額	償還額	受託額残高	最終納付日

2 収納案内等記録

年月日	収納案内対象者	手段	収納案内の内容及びその結果等

3 債務者の状況

借受人	
連帯借主	
連帯保証人	
(特記事項)	